

# 令和2年度 事業部事業計画

## 1. 基本方針

司法書士も常に変化する社会環境に対応しながらその役割を果たさなくてはならない時代となっている。特に超高齢化と生産年齢人口減少の流れにより、社会のネットワークへの参加を求められるケースが増えており、社会全体を巻き込む問題が増えるごとに司法書士が担う役割が増えるという状況にある。

これまで空き家、所有者不明土地問題対策、相続に関する相談、成年後見制度利用促進法への対応、教育現場での消費者教育活動支援等の様々な事業を行ってきた。

これらの内、本年度は、とくに空き家、所有者不明土地問題、相続に関わる問題に注力していきたい。司法書士が主体的にこれらの問題に対応することで、社会にとってなくてはならない重要な法律専門職として市民から信頼を得ることに繋がっていくであろう。

事業部では、様々な事業が、個々の司法書士の信頼に繋がるよう活動をしていくので、各会員においても積極的に事業に携わっていただき、司法書士制度の発展に寄与していただきたい。

## 2. 事業項目

### (1) 相談事業

- ①司法書士総合相談センター茨城での法律相談
- ②相続に特化した相談
- ③消費生活センターへの相談員派遣
- ④空き家対策に関する無料法律相談会への相談員派遣
- ⑤市町村への相談員派遣
- ⑥その他各種相談会の実施及び各種相談会への相談員派遣
- ⑦相談員の養成

### (2) 地域連携・市民救援活動事業

- ①市町村の空家等対策推進協議会への委員推薦

- ②市町村空家等対策担当部署への協力
- ③空き家・所有者不明対策関連業務の研究

(3) 司法書士業務拡充事業

- ①相続登記業務の促進
- ②商業登記等業務の推進
- ③新規業務の研究

(4) 茨城司法書士会調停センターに関する事業

- ①調停の実施
- ②手続実施者養成のための研修会の実施
- ③広報活動の実施

(5) 法教育事業

- ①茨城県内高等学校への法教育（消費者教育）講座開催  
茨城県教育委員会の後援を受け、県内の公立・私立高等学校で法教育を実施する。
- ②法教育講座の茨城会登録講師制度の充実  
講師経験者を中心に、登録講師制度を充実させる。
- ③相談相手としての司法書士の存在のPR  
相談相手として司法書士等を紹介し、トラブルを未然に防ぐ一助とする。
- ④親子法律教室の実施

(6) 講師派遣事業

自治体等の要請に基づき、講師派遣を行う。

(7) 市民権利擁護事業

- ①成年後見制度の利用促進事業  
自治体等での成年後見人、市民後見人養成講座等に積極的に関わる。  
(公社)成年後見センター・リーガルサポート茨城と連絡協議を行

う。

- ②高齢者虐待防止法に基づく高齢者・障害者等への虐待問題への対応
- ③経済的困窮者に対する法的支援事業の実施
- ④養育費・面会交流等、子供の権利擁護に関する相談体制の構築
- ⑤その他権利擁護に係わる問題の調査研究、研修会の実施

(8) 茨城県八士会に関連する事業

茨城県八士会の事業。本年度、当番会。

(9) 関係団体の協力事業

地方公共団体、日本司法支援センター（法テラス）、消費生活相談センター、その他の団体との連携強化を図る。

空き家対策関連団体との関係を構築し、協力協同して各種事業を行う。

(10) その他

その他事業部に属する事業を行う。